

# ベンチャー企業の成長促進拠点「SHIN みなとみらい」 利用者募集要項（2021 年度）

## 1 趣旨

神奈川県は、2019 年 11 月から WeWork オーシャンゲートみなとみらい内に、ベンチャー企業の成長促進拠点「SHIN みなとみらい」（以下、「本拠点」という）を運営しています。

これまで、神奈川県のベンチャー支援の取組である、「かながわ・スタートアップ・アクセラレーションプログラム」（KSAP）の採択ベンチャーや、「ビジネス・アクセラレーター・かながわ」（BAK）による支援プロジェクトの参加者等などを中心に、本拠点を利用いただき、利用者相互の交流を図り、本県におけるベンチャーコミュニティの活性化に取り組んできました。

2021 年度においては、本拠点を中心としたコミュニティの一層の活性化を図るとともに、多様な県内のベンチャー企業の発掘・支援を行うため、本拠点の利用者を募集し、コミュニティに加わっていただくこととしました。

## 2 本拠点の概要

### (1) 拠点名称

ベンチャー企業の成長促進拠点「SHIN みなとみらい」（全 22 席）

### (2) 所在地

横浜市西区みなとみらい 3-7-1 WeWork オーシャンゲートみなとみらい内（10 階）

## 3 応募者資格

本拠点の利用希望者（①ベンチャー企業、又は②ベンチャー企業の支援者）を募集します。  
応募する者は、それぞれ以下の資格を満たす必要があります。

### (1) ベンチャー企業（法人としての応募。法人設立後に限り、個人事業主は対象外）

- ア 中小企業基本法第 2 条に規定する中小企業者のうち、革新的なアイデアや技術を用いて新しいビジネスを展開する株式会社であること
- イ 神奈川県において事業展開を行っており、神奈川県内に本店があること。ただし、ビジネス・アクセラレーター・かながわ等の神奈川県のベンチャー支援施策に採択されている場合はこの限りではない。
- ウ 原則、法人登記後 10 年未満であること
- エ 県税等に未納がないこと
- オ 神奈川県暴力団排除条例第 2 条第 5 号で定める暴力団経営支配法人等に該当しないこと
- カ 過去 3 年以内に、その他重大な法令違反がないこと

### (2) ベンチャー企業の支援者（個人としての応募）

- ア ベンチャービジネスに関する専門性を有していること
  - ※ メンター経験者、ビジネスコンサルタント、ベンチャーキャピタリスト、アクセラレーター、インキュベーター、弁理士、弁護士、大企業の新規事業開発担当者など
- イ ベンチャー企業への支援の意欲があること

- ウ 県税等に未納がないこと
- エ 神奈川県暴力団排除条例第2条第4号で定める暴力団員等及び第5号で定める暴力団経営支配法人等に該当しないこと
- オ 過去3年以内に、その他重大な法令違反がないこと

#### 4 応募条件（入居条件）

応募者の区分に応じて、それぞれ次に掲げる全ての要件を満たすこととします。

##### (1) ベンチャー企業

- ア 原則、6に記載する利用期間において本拠点（SHIN みなとみらい）に週3日程度来訪し、事務所として使用すること。その際、実際に来訪し、施設を利用する者は当該企業の代表者や役員など、事業に関して一定の権限を有している者であること。（本拠点内の席の利用を原則とし、打合せ等による WeWork の共用スペースへの滞在は必要最小限にすること）
- イ 利用者間及び神奈川県内のベンチャー企業や支援機関、神奈川県との交流（勉強会・交流会への参加・実施等）を積極的に図り、神奈川県におけるベンチャー企業のコミュニティ形成に寄与する意思を持つこと。
- ウ 神奈川県が行う、各種スタートアップ支援プログラムやイベントに協力すること。  
例：メンターとして参加。交流イベントへの参加等
- エ 経済的成長・事業拡大を志向している企業であること。そのうえで、社会課題の解決など、県民や県内企業への貢献も図る意思があること。
- オ 退去後、神奈川県内で引き続き事業を継続する意思を有すること。
- カ 退去後も含め、売上高など、事業実績等に係る県の調査に協力すること。

##### (2) ベンチャー企業の支援者

- ア 原則、6に記載する利用期間において本拠点（SHIN みなとみらい）に週1日程度来訪し、滞在すること。滞在時は、本拠点利用者と積極的にコミュニケーションを図り、相談・支援を行うこと。（本拠点内の席の利用を原則とし、打合せ等による WeWork の共用スペースへの滞在は必要最小限にすること）
- イ 利用者間及び神奈川県内のベンチャー企業や支援機関、神奈川県との交流（勉強会・交流会への参加・実施等）を積極的に図り、神奈川県におけるベンチャー企業のコミュニティ形成に寄与する意思を持つこと。
- ウ 神奈川県が行う、各種スタートアップ支援プログラムやイベントに協力すること。  
例：メンターとして参加。交流イベントへの参加等
- エ 神奈川県からのベンチャー支援に関する相談・意見交換に積極的に応じること。  
例：支援対象ベンチャーの事業展開に関する相談、メンタリング、壁打ち等
- オ 退去後、神奈川県内のベンチャー支援の取組に継続して協力する意思を有すること。

#### 4 利用料金

無料

## 5 募集席数

若干数（ベンチャー企業及びベンチャー企業の支援者の合計）

※ 1席1名とし、1席を複数名で利用することはできません。

## 6 利用期間

利用決定日から2か月。

※ 2か月ごとに審査のうえ延長し、最長2022年3月31日まで。

※ 入居開始日は、利用決定後にご連絡します。

※ 2022年4月1日以降の利用は未定です。3月31日での退去を前提とします。

## 7 運用について

- ・ 席はフリーアドレスとし、特定の席の占有はできません。  
（拠点の利用時間は WeWork オーシャンゲートみなとみらいの利用時間に準じます）
- ・ 利用者には WeWork 及び本拠点にアクセスできる利用カードを貸与します。  
（貸与された利用カードを、他の人に転貸することはできません）
- ・ 個別のロッカーに入らない、大きな荷物等は設置できません。
- ・ プリンターは WeWork 内に設置されたものを活用ください。

## 8 提供するサービス

- ・ WeWork における活動拠点（席）の提供
- ・ WeWork オーシャンゲートみなとみらい内のテレフォンプース、会議室※、ドリンクサービス、プリンター、WeWork 専用 SNS サービスの利用  
※会議室及びプリンターの利用回数は月ごとに上限を設定します。
- ・ スタートアップ関連情報、県の支援情報等の提供

<ベンチャー企業向け>

- ・ コミュニティマネージャーや支援者による相談体制、事業拡大に向けた県の支援  
（既存企業との協業に向けた支援等、神奈川県等行政との連携検討）
- ・ 法人登記手続支援  
（別途手続を行うことで、本施設の住所でも法人登記が可能です。）

## 9 応募方法

以下のフォームから必要事項を入力して応募ください。入力内容及び必要書類については、(1) または(2)をご覧ください。

（ベンチャー企業）

[https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList\\_detail.action?tempSeq=12046](https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=12046)

（ベンチャー企業の支援者）

[https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList\\_detail.action?tempSeq=12074](https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=12074)

## (1) ベンチャー企業の必要事項等

### 【必要事項】

- ・法人名、代表者名、本店所在地
- ・会社サイト URL
- ・連絡先電話番号、メールアドレス
- ・開業年月・法人化年月
- ・事業内容
- ・従業員数、資本金、資本構成、株主内訳、売上高
- ・応募動機
- ・今後の成長プラン
- ・ベンチャーコミュニティへの貢献方法・内容
- ・希望席数、予定する利用頻度、本施設の活用方法
- ・施設を利用する者の職・氏名

### 【提出書類】

- ・法人登記簿謄本の写し及び直近1期分の決算書※  
(登記簿謄本等のPDFを応募フォームから送付してください)  
※応募時に提出できない場合は利用決定時までに必ず提出ください。  
提出がない場合は利用決定を取り消します。

## (2) ベンチャー企業の支援者の必要事項等

### 【必要事項】

- ・氏名、所属する法人・部署・職等の名称、サイトURL
- ・居住市町村、連絡先電話番号、メールアドレス
- ・学歴・経歴、保有資格
- ・現在の職業・業務内容
- ・これまでのベンチャー支援の経験・実績・件数、得意・専門とする支援領域
- ・応募動機
- ・ベンチャーコミュニティへの貢献内容・方法、本拠点において支援できる内容
- ・予定する利用頻度

## 10 審査・選定方法

- ・利用者決定にあたり、面接審査のうえ、県にて選考を行います。
- ・応募多数の場合は、申込内容に基づく事前審査により、面接審査の対象者を決定します。
- ・審査は非公開とし、審査の経過等に関する問合せには応じません。
- ・審査結果は、メールにて通知します。  
審査の経過、選定理由等に関する問合せには応じられません。

## 11 募集期間

随時受け付け（座席に空きがある場合に限る）

## 12 問合せ先

神奈川県産業労働局産業部産業振興課新産業振興グループ

電話：045-210-5639

電子メール:vb001@pref.kanagawa.jp

## 13 遵守事項

- ・ 本拠点及び WeWork の利用中、神奈川県が設けた利用規約、本拠点及び WeWork の運営に関わる者の指示に従っていただきます。従わなかった場合は、利用資格を取り消します。
- ・ 本拠点及び WeWork 内の設備を、故意または過失により破損した場合は弁償いただきます。
- ・ 本拠点の利用にあたっての ID カードを破損、紛失した場合は、再発行にかかる費用を弁償いただきます。
- ・ 以下の場合には審査の対象外とし、利用決定後においては利用資格を取り消します。
  - ①応募者が、法令等もしくは公序良俗に違反し、又はそのおそれのある場合
  - ②応募内容に不備がある場合
  - ③応募者が、応募に際して虚偽の情報を記載するなど、応募者資格及び応募条件を満たしていないことが発覚した場合
- ・ 応募にあたってご提供いただく個人情報を含む応募情報は、県及び本拠点の管理を県から委託した者（以下、「県等」という。）において本プログラム実施にあたって必要な範囲にて共有、利用されます。また、個人情報を事前の同意なく県等以外の第三者に提供することはありません。